

## 自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議

去る6月25日の自由民主党本部で行われた、若手議員らの勉強会である「文化芸術懇話会」において、講師として招かれた「百田尚樹氏」の発言や出席していた一部議員の質問等発言が、言論弾圧と、批判が巻き起こっている。

我が日本国は、言論の自由が保障されている民主主義国家である。しかしながら「沖縄の二つの新聞は潰さないといけない」「マスコミを懲らしめるには広告料をなくすのが一番、経団連に働きかけてほしい」「もともと田んぼの中にあり基地の周りに行けば商売になると、みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした」等の発言は不穏当の発言である。

発言の内容が、特に沖縄に対する無理解と認識不足を露呈し、基地の重圧に苦しむ沖縄県民の感情を逆なでするものであったからである。

もとより、言論の自由、報道の自由は民主主義の根幹をなすものであり、憲法第21条で保障された当然の権利であり、権力で規制することがあってはならないものである。

とはいえ、百田氏は著名な文化人であり、影響力が大きいだけに、個人の発言としても批判されても仕方がないと考える。

しかし、今回問題となったのは、私的な勉強会で、議員が講師を招いてさまざまな問題に対する賛成・反対の意見や右や左の考え方などを聞き、見識を広げて政策に生かしていくためのものである。

今回の一連の発言には、確かに沖縄の実情を知らないがゆえの認識不足や戦後の米国統治下の実態、過重な基地負担からくる県民感情に対する無理解がある。

今回の問題について、自民党は、「報道の自由を軽視し、沖縄県民の思いを受け止めるべく努力してきた我が党の努力を無にするかのような発言がなされた。国民の信頼を大きく損なうので看過できないと判断した」と述べ、関係した議員を処分し、党としてけじめをつけてある。

また、今回の発言問題を今国会審議中の「平和安全法制」と絡めた議論も見られる。

確かに、「政権批判」は言論の自由であることは論をまたない。重要なのは、今回のような発言によって憲法が保障する言論の自由や報道の自由が制約されてはならないことである。

よって、本県議会は、自民党勉強会における不穏当な発言に反省を求めるとともに、国民の代表である国会議員は、その職責を自覚し発言には留意されるよう決議する。

平成27年7月2日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長 }  
参 議 院 議 長 } 宛て  
文化芸術懇話会代表 }